

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の13第1項	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の支給	障がい福祉課

- 1 審査基準は、児童福祉法第21条の5の13及び「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領）」を基準とする。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。